

## 見守り 新鮮情報

SNS の  
アカウント  
に知らない  
異性から  
連絡が  
あり、別の  
SNSでやり取り

しようと誘われた。数日間メッセージのやりとりをした後、暗号資産の投資を勧められた。国内の暗号資産取引所で自分名義の口座を開設し、日本円を暗号資産に交換した。その後、海外の暗号資産取引所の指定口座に送金し、別の暗号資産に交換するよう指示され、交換した。預けた暗号資産を出金しようとしたら、認証金の支払いを追加で求められ、いつまでも出金できない。送金額は総額約500万円である。(60歳代)



©Kurosaki Gen

# SNSで勧誘される 詐欺的な暗号資産の投資話 被害回復は困難です

## ひとこと助言

疑ってかかるう!



見守るくん

- SNSなどで知り合った面識のない相手から暗号資産等の投資を勧められたら、詐欺的な投資話を疑ってください。
- 暗号資産交換業を行う事業者は、金融庁・財務局への登録が必要です。事前に必ず金融庁のウェブサイトで登録の有無を確認してください。同サイトには、無登録業者として警告がなされた業者の掲載もあります。無登録業者とは取引しないでください。
- 暗号資産は価格が変動することがあり、価格が急落して損をする可能性があります。たとえ取引相手が登録業者でも、こうしたリスクや契約内容を十分に理解できなければ契約をしないでください。
- いったん振り込んでしまうと、被害回復は極めて困難です。相手の説明に不信感や疑問を抱いたら、すぐにお住まいの自治体の消費生活センターや最寄りの警察に相談してください(消費者ホットライン188、警察相談専用電話 '#9110' 番)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第530号（2025年12月11日）発行：独立行政法人国民生活センター

福岡市消費生活センター相談コーナー TEL : 092-781-0999

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7階

月曜日～金曜日 9時～17時 ※来所による相談は予約制です  
土曜日 10時～16時 (電話相談のみ)  
※祝休日、年末年始 (12/29～1/3) はお休みします

インターネット消費生活相談  
福岡市消費生活 検索